

# 特定非営利活動法人境を越えて定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人境を越えてという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区東陽三丁目28番9号 山屋東陽ハイツ10階1001号室に置く。

### (目 的)

第3条 重度に障害を持ち在宅で生活する当事者のほとんどが、様々な理由から既存の制度の活用が難しく、かつ慢性的な介護者不足によって日々の生活もままならない現状がある中、この法人は広く一般市民を対象として、誰もが当事者やその家族になったとしても、自分らしく生きられる社会、安全に安心して生活できる社会に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 在宅の重度障害者による講演会等による広報・啓発事業
- (2) 在宅の重度障害者の生活支援としての重度訪問介護事業所の運営事業
- (3) 在宅の重度障害者とその家族の相談事業
- (4) 在宅の重度障害者の支援者養成・派遣事業
- (5) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (7) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (8) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護支援事業
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業

- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活介護事業
- (15) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (16) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (17) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 寄附された物品の販売事業
- (2) ホームページへの広告掲載事業
- (3) 印刷事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上15人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属

- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委

任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、その理事会において出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準

じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第9章 事務局

### (事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

### (職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

### (組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜 則

### (細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	岡 部 宏 生
副理事長	鈴 木 翔 三
副理事長	本 間 里 美
理 事	柏 原 納 美
理 事	海老原 宏 美
理 事	天 畠 大 輔
理 事	山 崎 彩 恵
理 事	石 島 健太郎
理 事	山 田 康 子
理 事	大 角 結 香
監 事	椎 野 太 郎
監 事	鈴 木 啓 一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成32年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成32年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員（個人・団体） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円

(2)年会費 正会員（個人・団体） 2,000円 賛助会員（個人・団体） 500円

7 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

## 令和7年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人境を越えて

## 1 事業実施の方針

8年目を迎え、各種プロジェクトの発展と共に個別相談への対応が多くなってきている。相談内容は介助者不足、関係性構築、医療的知識を必要とするサポートまで幅広い。これまで通り境を越えての強みである特別なスキルとスタンスを持つ介助者の会、生活力向上講座の講師を主軸とする個別相談アドバイザーの活躍を推進していく。一方で継続的なサポートが必要である事例に対応していくためには、全国的なネットワークの構築が必須であり、「悩める介助者の会」「生活力向上講座」「カリキュラムプロジェクト」で繋がった縁を活かしていく。

事務局運営は、特に拡大するカリキュラム事業のマニュアル化が整ってきており、大学側の役割を明確にしながら事務局負担の軽減を図っていく。また、PR担当（当事者：自らのSNSで公式SNS発信をフォロー/コラム集等を活用した周知活動）の増員に力を入れ、より広い情報周知、新規パートナー会員、サポートー会員獲得を目指す。さらにより専門的かつ継続的な医療的介入が必要な相談に対して対応できる力を持つため、境を越えて訪問看護ステーション設立に向けた人材、資金確保計画、ネットワーク構築を進めていく。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 18,718,771 】円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	カリキュラム化プロジェクト	2025.6.11,12.4 2025.8.6-8 2025.8.29-10.9 2025.9.17-19 2025.10.16,11.27 2025.10.21,11.18 2025.11.1-3 2025.12 2026.2	開催大学と近隣の当時者宅	135	医療・福祉・保健を目的とする学生/体験受け入れ当事者	452	6,705,280
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	境を越えてフォーラム	2025.6.28	オフサイト・オンラインのハイブリッド	48	障害当事者、介助者、その他広く一般	200	1,168,000
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	『境を越えた瞬間』冊子作成	2026.3.30	事務所	15	広く一般	2000	387,000

在宅の重度障害者とその家族の相談事業	生活力向上講座	2025.4.20 2025.10.7 2025.11.15- 2026.3.31 2025.11.20	対面オンライン個別講習会	25	当事者、介助者、医療職、その他支援者	1200	2,760,000
在宅の重度障害者とその家族の相談事業	生活介入	相談件数 40 件	オンライン、当事者自宅、介護事業所等	15	当事者(家族)、介助者、	50	180,000
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	特別なスキルとスタンスを持つ介助者の実態把握	2025.4-2026.3 まで検討会・調査事業を 5 回実施	オンライン、現地	20	介助者	25	641,880
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	学生介助者交流会	2025.6.8 2025.8.15	オンライン	31	学生介助者	50	539,940
在宅の重度障害者とその家族の相談事業	マッチング & フォロー	2025.4-2026.3 までに 10 件	オンライン	5	当事者、学生介助者	15	106,000
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	合理的配慮・インクルーシブ理解促進(難病患者と共生社会実現のための活動支援)	2025.11-2026.3	開催中学校動画作成	15	中学生 広く一般	320	410,160
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	全事業共通	2025.4-2026.3					3,320,511
在宅の重度障害者との生活支援としての重度事業所の運営事業	運営メンバーの選出と実施ネットワーク構築	通年	事務所	3	障害当事者	15	0
在宅の重度障害者の支援者養成・派遣事業	運営メンバーの選出と実施ネットワーク構築	通年	事務所	3	障害当事者	15	0
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問看護ステーション運営	2025.4より設立準備、2026.1より運営		3	広く一般	20	2,500,000
介護保険法に基づく介護予防サービス事業		事業計画立案	事務所	3	障害当事者とその家族	0	0

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	事業計画立案	事務所	3	障害当事者とその家族	0	0
介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	事業計画立案	事務所	3	障害当事者とその家族	0	0
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	事業計画立案	事務所	8	障害当事者とその家族	0	0
障害者の日常生活を総合的に支援するに法律に基づく居宅支援事業	事業計画立案	事務所	8	障害当事者とその家族	0	0
障害者の日常生活を総合的に支援するに法律に基づく相談事業	事業計画立案	事務所	8	障害当事者とその家族	0	0
障害者の日常生活を総合的に支援するに法律に基づく移動支援事業	事業計画立案	事務所	8	障害当事者とその家族	0	0
障害者の日常生活を総合的に支援するに法律に基づく特定支援事業	事業計画立案	事務所	8	障害当事者とその家族	0	0
障害者の日常生活を総合的に支援するに法律に基づく共同生活介護事業	事業計画立案	事務所	8	障害当事者とその家族	0	0
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	事業計画立案	事務所	6	障害当事者とその家族	0	0
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	事業計画立案	事務所	6	障害当事者とその家族	0	0

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄附された物品の販売事業	実施予定無し				0
ホームページへの広告掲載事業	実施予定無し				0
印刷事業	実施予定無し				0

## 令和8年度

## 事業計畫

特定非営利活動法人 境を越えて

## 1 事業実施の方針

9年目を迎え、各種プロジェクトの展開とともに個別相談への対応が引き続き増えている。相談内容は介助者不足や関係性構築、医療的知識を必要とするサポートまで幅広く寄せられており、介助者の会や生活力向上講座の講師を中心とした個別相談アドバイザーが活躍している。

継続的なサポートを必要とする事例に応えるためには全国的なネットワークが不可欠であり、「悩める介助者の会」「生活力向上講座」「カリキュラムプロジェクト」で得られたつながりを活かしていく。その中でもより専門的かつ継続的な医療的介入が必要な相談に対しては、訪問看護ステーションとしての関わりを実施し、医療的ケア、重度介護が必要な状況でも地域で安心して生きることができる体制づくりに寄与していく。また、そこで得られた知見は後進を育てるカリキュラム化プロジェクトの展開に生かし、全国的波及、継続実施を推進していく。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【37,638,771】円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	カリキュラム化プロジェクト	2026.6.11,12.4 2026.8.6・8 2026.8.29-10.9 2026.9.17・19 2026.10.16,11.27 2026.10.21,11.18 2026.11.1-3 2026.12 2026.2	開催大学と近隣の当時者宅	135	医療・福祉・保健を目指す学生/体験受け入れ当事者	452	6,705,280
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	境を越えてフォーラム	2026.6.28	オフサイト・オンラインのハイブリッド	48	障害当事者、介助者、その他広く一般	200	1,168,000
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	『境を越えた瞬間』冊子作成	2026.3.30	事務所	15	広く一般	2000	387,000
在宅の重度障害者との家族の相談事業	生活力向上講座	2026.4.20 2026.10.7 2026.11.15-2026.3.31 2026.11.20	対面 オンライン 個別講習会	25	当事者、介助者、医療職、その他支援者	1200	2,760,000

在宅の重度障害者との家族の相談事業	生活介入	相談件数 40 件	オンライン、当事者自宅、介護事業所等	15	当事者(家族)、介助者、	50	180,000
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	特別なスキルとスタンスを持つ介助者の実態把握	2026.4~2027.3まで検討会・調査事業を5回実施	オンライン、現地	20	介助者	25	641,880
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	学生介助者交流会	2026.6.8 2026.8.15	オンライン	31	学生介助者	50	539,940
在宅の重度障害者との家族の相談事業	マッチング＆フォロー	2026.4~2027.3までに10件	オンライン	5	当事者、学生介助者	15	106,000
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	合理的配慮・インクルーシブ理解促進(難病患者と共生社会実現のための活動支援)	2026.11~2027.3	開催中学校動画作成	15	中学生 広く一般	320	410,160
在宅の重度障害者による講演会などによる広報・啓発事業	全事業共通	2026.4~2027.3					3,320,511
在宅の重度障害者の生活支援としての重度訪問介護事業所の運営事業	運営メンバーの選出と実施ネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	3	障害当事者	15	0
在宅の重度障害者の支援者養成・派遣事業	運営メンバーの選出と実施ネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	3	障害当事者	15	0
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問看護ステーション運営	2026.4~2027.3	事務所・訪問先での訪問看護	3	広く一般	100	21,420,000
介護保険法に基づく介護予防サービス事業	運営メンバーの選出と実施ネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	3	障害当事者	15	0
介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	運営メンバーの選出と実施ネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	3	障害当事者	15	0

介護事業者に係る障害者生活会員の常日勤務に係る福利厚生費	運営メンバーメンバーの選出と実施ネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	3	障害当事者	15	0
介護事業者に係る障害者生活会員の常日勤務に係る福利厚生費	運営メンバーメンバーの選出とトータルネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	8	障害当事者	15	0
障害者生活会員の常日勤務に係る福利厚生費	運営メンバーメンバーの選出とトータルネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	8	障害当事者	15	0
障害者生活会員の常日勤務に係る福利厚生費	運営メンバーメンバーの選出とトータルネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	8	障害当事者	15	0
障害者生活会員の常日勤務に係る福利厚生費	運営メンバーメンバーの選出とトータルネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	8	障害当事者	15	0
障害者生活会員の常日勤務に係る福利厚生費	運営メンバーメンバーの選出とトータルネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	8	障害当事者	15	0
障害者生活会員の常日勤務に係る福利厚生費	運営メンバーメンバーの選出とトータルネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	8	障害当事者	15	0
障害者生活会員の常日勤務に係る福利厚生費	運営メンバーメンバーの選出とトータルネットワーク構築	通年	事務所・オンライン	8	障害当事者	15	0
児童法相事業	児童法相事業	通年	事務所・オンライン	8	障害当事者	30	0

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	生活力向上講座の個別相談対応のまとめ	通年	事務所・オンライン	8	障害当事者	30	0
--------------------	--------------------	----	-----------	---	-------	----	---

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄附された物品の販売事業	実施予定無し				0
ホームページへの広告掲載事業	実施予定無し				0
印刷事業	実施予定無し				0

## 2025年度 活動予算書（その他事業がある場合）

設立・定款変更用

特定非營利活動法人

境を越えて

(单位: 田)

科目		特定非営利活動に係る事業 金額	その他事業 金額	合計
		小計・合計	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>				
1 受取会費		2,194,100		0 2,194,100
正会員受取会費		105,000		
正会員受取会費【団体】		10,000		
賛助会員受取会費		1,079,100		
賛助会員受取会費【団体】		1,000,000		
2 受取寄附金		17,652,850		0 17,652,850
受取寄附金		17,652,850		
施設等受入評価益				
3 受取助成金等		8,570,100		0 8,570,100
受取助成金		8,570,100		
<b>4 事業収益</b>		6,527,132		0 6,527,132
(1) 在宅の重度障害者による講演会等による広報・啓発事業		2,853,902		
(2) 在宅の重度障害者の生活支援としての重度訪問介護事業所の運営事業		0		
(3) 在宅の重度障害者とその家族の相談事業		998,430		
(4) 在宅の重度障害者の支援者養成・派遣事業		0		
(5) 介護保険法に基づく居宅サービス事業		2,674,800		
(6) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業		0		
(7) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業		0		
(8) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業		0		
(9) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業		0		
(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護支援事業		0		
(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業		0		
(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業		0		
(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活介護事業		0		
(14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活介護事業		0		
(15) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業		0		
(16) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業		0		
(1) 寄附された物品の販売事業		0		
(2) ホームページへの広告掲載事業		0		
(3) 印刷事業		0		
5 その他収益		4,922		0 4,922
受取利息		962		
雑収入		3,960		
<b>経常収益計</b>		34,949,104		0 34,949,104
<b>【B】 経常費用</b>				
<b>1 事業費</b>				
(1) 人件費		4,833,550		0 4,833,550
給料手当		4,833,550		
役員報酬				
退職給付費用				
福利厚生費				
(2) その他経費		13,885,221		0 13,885,221
旅費交通費		7,184,573		
会議費		1,131,211		
通信費		283,000		
消耗品費		6,000		
保険料		0		
図書印刷費		502,170		
接待交際費		179,865		
荷造運搬費		168,770		
諸会費・寄付		70,000		
諸謝金費		4,282,730		
支払手数料		52,732		
利用料		24,170		
<b>事業費計</b>		18,718,771		0 18,718,771
<b>2 管理費</b>				
(1) 人件費		9,733,218		0 9,733,218
役員報酬		5,520,000		
給料手当		2,873,485		
法定福利費		1,339,733		
福利厚生費				
(2) その他経費		3,109,331		0 3,109,331
旅費交通費		202,261		
会議費		172,641		
通信費		243,637		
消耗品費		179,327		
図書印刷費		32,410		
接待交際費		148,637		
支払手数料		66,718		
荷造運搬費		26,150		
諸謝金費		2,027,550		
協賛金		10,000		
減価償却費				
水道光熱費				
地代家賃				
<b>管理費計</b>		12,842,549		0 12,842,549
<b>経常費用計</b>		31,561,320		0 31,561,320
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		3,387,784		0 3,387,784
<b>【C】 経常外収益</b>				
固定資産売却益		0		0
過年度損益修正益		0		0
<b>経常外収益計</b>		0		0
<b>【D】 経常外費用</b>				
固定資産売却損		0		0
災害損失		0		0
過年度損益修正損		0		0
<b>経常外費用計</b>		0		0
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		0		0
<b>経理区分振替額・・・③</b>				
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④</b>		3,387,784		0 3,387,784
法人税、住民税及び事業税・・・⑤				70,147
前期繰越正味財産額・・・⑥				9,785,146
<b>次期繰越正味財産額④-(5)+(6)</b>				13,102,783

## 2026年度 活動予算書（その他事業がある場合）

設立・定款変更用

特定非営利活動法人

境を越えて

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費					
正会員受取会費	105,000		2,194,100	0	2,194,100
正会員受取会費【団体】	10,000				
賛助会員受取会費	1,079,100				
賛助会員受取会費【団体】	1,000,000				
2 受取寄附金		17,652,850		0	17,652,850
受取寄附金		17,652,850		0	17,652,850
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		8,570,100		0	8,570,100
受取助成金		8,570,100		0	8,570,100
4 事業収益		31,670,252		0	31,670,252
(1) 在宅の重度障害者による講演会等による広報・啓発事業	2,853,902				
(2) 在宅の重度障害者の生活支援としての重度訪問介護事業所の運営事業	0				
(3) 在宅の重度障害者とその家族の相談事業	998,430				
(4) 在宅の重度障害者の支援者養成・派遣事業	0				
(5) 介護保険法に基づく居宅サービス事業	27,817,920				
(6) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	0				
(7) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業	0				
(8) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業	0				
(9) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	0				
(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護支援事業	0				
(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業	0				
(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業	0				
(13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	0				
(14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活介護事業	0				
(15) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	0				
(16) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	0				
(1) 寄附された物品の販売事業	0				
(2) ホームページへの広告掲載事業	0				
(3) 印刷事業	0		0	0	0
5 その他の収益		4,922		0	4,922
受取利息	962				
雑収入	3,960				
<b>経常収益計</b>		<b>60,092,224</b>		<b>0</b>	<b>60,092,224</b>
<b>【B】 経常費用</b>					
<b>1 事業費</b>					
(1) 人件費		23,763,550		0	23,763,550
給料手当		23,763,550		0	23,763,550
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		16,375,221		0	16,375,221
旅費交通費	8,690,573				
会議費	1,431,211				
通信費	427,000				
消耗品費	6,000				
保険料	0				
図書印刷費	502,170				
接待交際費	179,865				
荷造運搬費	168,770				
諸会費・寄付	70,000				
諸謝金費	4,822,730				
支払手数料	52,732				
利用料	24,170				
<b>事業費計</b>		<b>40,138,771</b>		<b>0</b>	<b>40,138,771</b>
2 管理費					
(1) 人件費		9,733,218		0	9,733,218
役員報酬		9,733,218		0	9,733,218
給料手当					
法定福利費					
福利厚生費					
(2) その他経費		5,581,531		0	5,581,531
旅費交通費	535,261				
会議費	172,641				
通信費	406,837				
消耗品費	179,327				
図書印刷費	60,210				
接待交際費	268,637				
支払手数料	99,718				
荷造運搬費	86,150				
諸謝金費	2,027,550				
協賛金	10,000				
減価償却費	0				
水道光熱費	79,200				
地代家賃	1,656,000				
<b>管理費計</b>		<b>15,314,749</b>		<b>0</b>	<b>15,314,749</b>
<b>経常費用計</b>		<b>55,453,520</b>		<b>0</b>	<b>55,453,520</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		<b>4,638,704</b>		<b>0</b>	<b>4,638,704</b>
<b>【C】 経常外収益</b>					
固定資産売却益	0				0
過年度損益修正益	0				0
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>【D】 経常外費用</b>					
固定資産売却損	0				0
災害損失	0				0
過年度損益修正損	0				0
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		<b>0</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経理区分振替額・・・③</b>					
<b>税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④</b>		<b>4,638,704</b>		<b>0</b>	<b>4,638,704</b>
法人税・住民税及び事業税・・・⑤					70,147
前期繰越正味財産額・・・⑥					13,102,783
<b>次期繰越正味財産額④-⑤+⑥</b>					<b>17,671,340</b>